

書のみにては弊工場内容の程度判明致し難く候得共曾つて大阪に於ける紡織工場中模範的のものと推稱せられし位にて其の實狀は別紙説明書の通り設備並に労働條件は相當充實せるものと信じ居り候次第に御座候然るに最近の數年間労働組合員の發生以來組合員の思想甚だしく變化を來し申候元來總同盟は所謂現實主義を持せる穩健なる労働団体と聞く處に候へ共當工場内の組合は之と稍々其の趣を異にし組合員中に「突進會」なる別働隊ありて獨身男工手を以て組織し骸骨に劍を突き差したる會旗を擁し此會員は第一戦線上の闘士を以て任ずるもの、如く常に粗暴の行動多く候かかる氣分に満たされたる組合員は善良なる男女工手に脅迫がましき行爲をなし又は毆打する等社規を無視するのみならず操業上にも支障を來す事實不尠候會社は之に對し及ぶ限り隱忍する傍善導に務め居りしも何等その効果を見ざるのみならず漸次その度を加へ現今にては殆ど收拾に困難を感ずる状態に立ち至り申候

斯の如く今日まで弊工場は自重に自重を重ね隠忍久しく致し居り候も今回の歎願書に對し條理を盡して回答致し候にも不拘無理解にも今日要求書を提出し次でその回答を強要しながら之を待たずして罷業し就業(一部は休憩)中の女工手を多く強制罷業せしめ慢りに工場機械の一部を停止し工場をして運轉不能に立ち至らしめ臨時休業の止むなき状態に陥れ申候に付き甚だ遺憾ながら此の挑戦を防衛するの餘儀なきに立ち至りし次第に御座候

今日午後一時不幸にして寄宿女工手を門外に連行せられ候も夕刻に至り全部無事歸舍仕候間この点何卒御安神願上候  
右の状態に付き社會を騒がし誠に恐縮の至りに有之候も止むを得ざるに出でたる實狀何卒御諒察の上御後援の程御懇願申上候

不取敢右御報旁々得貴意申候

敬 具

昭和二年十月二十日

東洋紡績株式會社  
四貫島工場

殿